

受付番号 第 号
2012年9月6日
時 分

山県市議会議長 様

山県市議会議員
寺町知正 印

一般質問通告書

下記のとおり質問したいので、通告します

質問番号 1 番 答弁者 市長

質問事項 市の広報などの全戸配布に方向転換を
《質問要旨》

市から市民に対する住民サービスや市政の情報を速やか、かつ、詳細に伝える手段が「市の広報」であり、個別案件についての、例えば救急医療等の案内や各種のお知らせである。

これは、基本的に、毎月一回、自治会を通じて、自治会加入世帯に届けられている。

ところで、山県市に暮らす世帯の自治会加入率は81%。つまり、19%の世帯が自治会に未加入である。結局、総数1万世帯のうち約2千世帯に市の広報など、市と市民にとって極めて重要な印刷物が配られていないという現実がある。

（コンビニでの頒布は一部の印刷物が陳列されるが、どこの人に届いているかの確たるデータはない）。

市の納税者への平等や市民参加の促進などの観点から、広報など配布物は全戸配布すべきことを問う。

1. 配布物の現状

現在の配布物の全容について、年間で見ると、「広報やまがた」は「1種類で延べ12部」だが、その他にも合計するとおおよそ「何種」で「延べ何部」なのか（例えば、H23年度実績の概数）。

相当な数に上ると思うが、それら多大な情報が約2割の世帯に届いていないことについて、市長はどう考えるか。

2. 市民参加（参画）の理念に反する

市総合計画、基本構想、基本計画の趣旨にいう「市民参加（参画）」の観点からすれば、市政の情報やメッセージが等しく届かなければ、「市民参加（参画）」が達しえないことは、明らかである。

市長の事務事業選択の結果として、市民の約20%に対して、市の基本情報が届けられていないという現状は、「周知」の手段としてきわめて不備というしかなく、私は市民参加を阻害すると思うが市長はどう考えるか。

3. 住民サービスの不公平

「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として・・・」（地方自治法1条の2）とされ、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。」（同法10条2項）とされている（※）。

法令に関して、「広報」の法律的意義は、例えば、山口市財政事情の作成及び公表に関する条例では、地方自治法第243条の3第1項の規定による「財政事情」の作成及び公表について、「第4条 『財政事情』の公表は、広報により行う。」としているとおりである（「山口市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」も同旨）。

サービスが等しく提供されていないことは不公平と私は考えるが、市長は不公平とは思えないのか。

4. 一律に納税を求めているのに受益は欠如している問題

当然ながら、市は自治会加入・未加入に関係なく市民税を賦課・徴収している。

以前、「市民税の実質的な減税」という山口市議会での私の一般質問に対して副市長は次の主旨を答弁した。

「市民税は、市民の日常生活に密接な関わりをもつ市の仕事のための費用を、市民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば、市内で暮らしていくための会費といえる。」

市民は、能力に応じて「会費」を納めているのに、市の情報が届かないというのは、不公平、不平等だと私は考えるが、市長は「会費」を納めた市民に「会のお知らせや報告」を等しく届けていないことを不公平、不平等だと思えないのか。

5. 経費的な状況

市の自治会連合会には「自治会活動費」として約920万円が市から交付され、その一定額が単位自治会に配分されるほか、単位自治会側に報償費として約580万円が市から交付されている。これらのうちのある部分が広報の配布に関するものと認識される。

次に、広報等が市役所から自治会まで届く諸費について考えると、現在、職員の平均給与の「時給」（諸手当含）が約3000円ほどに計算されるところ、そういう「市職員」が、毎月、およそ延べ38時間ほどかけ自治会の班単位まで仕分けし、それをおよそ延べ40時間ほどかけて各自治会までお届けしている。この経費は、時給積算すれば概算で年間280万円ほどとなる（仮に臨時職員が行うとしても議論の本質に影響しない）。

つまり、自治会未加入の人たちには、これら市の「公金の支出」としての役務等が提供されていないという事実があることがここでも分かり、結果として、各種配布物を受けるという恩恵がない。

ところで、市は、選挙公報については、シルバー人材センターに委託する事業として、1回の市内全戸配布10500世帯分につき34万2360円で委託している。

すると、12回とすれば約400万円。もちろん、「選挙公報」より配布物が増えるが、回数が増えれば割安になるというのは経済原則である。

単純にみれば、毎月、市内のどこか民間団体に外部委託しても、今と同程度の経費で、市民のすべてに等しく配布することができると想定できる。

しかも、市民に「市の仕事を分配する」という、「市が市民の有償労働の場を創出する」という効果もある。

広報等は市民に情報を伝えようと、職員が思いを込めて作成しているもので、年間470万円ほどの印刷費が予算化されている。これら作成エネルギーや印刷経費をより有効に使う観点でも、来年度からは、市の広報などの全戸配布施策へ転換すべきではないか。

以上

● **山県市民の自治会加入状況（H23.4.1現在）**（総務課提供のデータを編集）

	高富	美山	伊自良	合計
住基世帯数	6365	2653	1170	10188
自治会加入世帯数	5046	2332	834	8212
加入率	79%	88%	71%	81%
自治会・未加入世帯数	1319	321	336	1976
未加入率	21%	12%	29%	19%

● **地方自治法10条2項の解釈について**

（『逐条地方自治法第一次改訂版』／学陽書房／松本英昭著／108及び109頁）から

※ 「以前は『この法律の定めるところにより』と規定されていたが、昭和38年の改正で、『法律の定めるところにより』と改められた。『この法律』とあった以前の規定では、普通地方公共団体の機能及び任務と住民との関係についての基本的事項を定める『この法律』の意であったが、改正によっても、その点に変更があるものではないが、他の個別の法律における同様の関係を包含するように規定したものである。・・・普通地方公共団体の事務として認められている範囲のものについては、個別の法律をまたないでも、『この法律』によるものであることはいうまでもない。・・・住民として、その団体の役務の提供を受ける権利と当該団体の公課を分任する義務とは、住民たる地位から本質的に導かれるものであり、・・・」

● 「市民税の実質的な減税」という山県市議会での私の一般質問（2010年12月15日）に対して副市長は次のように答弁した。

「市民税は、市民の日常生活に密接な関わりをもつ市の仕事のための費用を、市民がその能力に応じて分担し合うという性格の税金で、いわば、市内で暮らしていくための会費といえる。

本市としては・・・全ての市民が豊かで健康な暮らしができるよう身近な行政サービスを行う必要があり、そのための財源として、市民税を含む税収の確保は必要不可欠である。

一方で、その税収も・・・厳しい状況となっており、『助成金』等としてお返しする施策は、結果的にはある特定の納税者のみが恩恵を受け、市民の皆さんの間で不公平感が生じるし、また、さらに恒久的に実施すれば、かなりの財源確保が必要であり、適切ではない。」